

第 41 回 教育研究評議会議事要旨

日 時：平成 19 年 3 月 28 日（水）13：30～15：10

場 所：事務局第 1 会議室

出席者：18 名（欠席者 8 名）

第 40 回 教育研究評議会議事要旨について

学長から、議事要旨（案）のとおり確認された旨の報告があった。

議 題

1 平成 19 年度年度計画（案）について

総務課長から、資料 1 に基づき説明があり、審議の結果、これを承認した。

併せて、本会議終了後の第 40 回役員会の議を経て、3 月末日までに文部科学省へ提出し、本学ホームページに掲載する旨の報告があった。

また、学長から、次のとおり説明があった。

- 国立大学法人化後、初めての中期目標・中期計画期間は、平成 16 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日の 6 年間で、平成 22 年 4 月からの次期中期目標・中期計画を策定しなければならない。

当初は、平成 21 年度終了後に国立大学法人評価委員会による中期目標・中期計画に対する評価が実施される予定であったが、次期中期目標・中期計画は、その評価を踏まえ、評価に対する改善点等を盛り込んで策定した方が良いという趣旨から、前倒しで平成 20 年度中に評価が実施されることになった。

- また、一部新聞報道によると、次期中期目標・中期計画期間中の運営費交付金については、その評価を見てから決めるべきであるという意見が出ている。

- 当初は、この中期目標・中期計画は、6 年後に達成度を評価されるものであった。

しかし、文部科学省によれば、設定した目標・計画の水準についても、その内容により評価する。大学の教育研究部門については、本学が受審した大学評価・学位授与機構による「大学機関別認証評価」に近い形となる。

- 国大協の会議の中で、今回、大学機関別認証評価と同じようなことをしなければならないのかと意見を出したが、文部科学省によれば、大学機関別認証評価は、一定の水準に達しているかどうかの評価であり、その趣旨が違う。二度手間になるが、ご理解いただきたい旨の説明があった。

ただし、大学機関別認証評価で準備した資料等を活かせる形にしたいとのことである。

- 大学機関別認証評価の際は、教員全員の研究業績を提出したが、今回は、大学として、上位、例えば 50% までの教員の業績をあげる形になるとのことであった。それでは、大規模大学に有利になるのではないかという意見を出したが、文部科学省によれば、大学の規模にふさわしい業績をあげれば良いとのことであった。

- 平成 19 年度には、早急にワーキング・グループを作って作業を開始しなければならないと考える。ただし、業務としては、大学機関別認証評価時を参考にすれば良いと考える。

2 規則等の制定・改正について

- ①組織・運営規則の一部改正について
- ②セクシュアル・ハラスメント防止等規則の一部改正について
- ③危機管理に関する規則の制定について
- ④科学研究不正行為防止等委員会規則の制定について

事務局長から、上記①から④について、資料 2-1 から 2-4 に基づき説明があり、審議の結果、これを承認した。

なお、構成員から、一般的に規則等を制定する場合に、例えば、役員会、教育研究評議会等に報告を要することを定めているが、報告を受ける側の対処方法等ルールを明文化していないと、報告が形骸的になり、無駄になることが起こり得るため、規則等の制定において検討いただきたい旨の意見があり、学長から、役員会等に、ある事例の報告があれば、関係委員会に調査を依頼する等、適切に対処しているが、今後の規則等の制定の際は、慎重に考慮したい旨の発言があった。

その他、構成員から、危機管理に関する規則の制定に関連して、①体育・保健センターの「医療・救護担当」の業務内容が、現状の体育・保健センターの規模を考えると対応は難しい旨、②新型インフルエンザ、結核のような時間を置いて発生するような感染症についての想定がなされていないと考えられるが、考慮してもらいたい旨の意見があった。

それに対して、佐藤理事・事務局長から、①については、具体的には、大規模災害が発生した場合は、センターだけで応急手当を行うのではなく、業務としては、医療機関との取り継ぎを中心とする形を想定している旨、②については、発生した場合に対策本部を設置するかどうかは、その事象ごとに対処するのが望ましいと思われる旨の回答があった。

報 告

1 系長及びセンター長等の選考について

学長から、資料3に基づき報告があった。

なお、学長から、教育開発系の副系長は、3名選考されているが、本日欠席の宮田副学長（平成19年度教育開発系長）と相談の上、1名にしたい旨の説明があった。

2 教員評価に関する基本方針等の一部改正について

西口副学長から、資料4-1及び4-2に基づき報告があった。

3 公益通報者保護規程の制定について

事務局長から、資料5に基づき報告があった。

なお、構成員から、規程内に各種の禁止規定が定められているが、この禁止規定を破った場合の罰則規定について定められておらず、規程として不完全ではないかという意見があったが、事務局から、規定を破った場合の罰則・処分の内容については、就業規則内で包括的に定めることにより、そのケースに応じて判断し、これについては、他の規則等も同様の構成である旨の説明があった。

その他、構成員から、規程内の文章が、一般的に読んでもわかりづらく、学内等に公開する際は、規程とともに事例集的な物を付けた方が良いとの意見があり、事務局から、「公益通報者保護法」を所管する内閣府発行のハンドブック等を併せて掲載する旨の説明があった。

4 その他

(1) 学長から、次のとおり報告があった。

- 語学センター2階の自習室を改修の上、展示室が完成した。

今後、何を展示するかを若手教員を中心としてワーキンググループを作って検討してもらおうよう依頼している。

その他、執行部としては、大学の歴史、教員の研究成果等を考えており、あまり同じ物を長期間展示するのではなく、その時代にあった物を適宜検討の上、展示することとしたい。

- eラーニング研究実践センターの工事も完了したが、経営情報系の2階で現在、教員の研究室として使用している部屋は、研究室としては不適なため、いずれは会議室等に改修したい。

- 4月2日（月）13時30分から、A講義室にて、全教職員対象の教授会を開催する。今後の大学運営等について考えていることを話したい。

(2) 学長から、3月31日付け退職者等、今回の本会議が最終となる構成員及び事務局管理職員について紹介があった。

(3) 佐藤理事・事務局長から、預かり金の処理に関して説明並びに謝罪があった。

以 上